

第21回社会保障審議会年金部会	参考資料1
平成15年7月3日	

第17回社会保障審議会年金部会 議事録

平成15年4月22日

第17回 社会保障審議会 年金部会議事録

日 時：平成15年4月22日（火）10：00～12：30

場 所：霞が関ビル33階 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員、岡本委員、翁委員、小島委員、近藤委員、杉山委員、堀委員、矢野委員、山口委員、山崎委員、若杉委員、渡辺委員

○ 高橋総務課長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第17回社会保障審議会年金部会を開会いたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。座席図、議事次第のほか、次のとおりでございます。

まず、資料1が「雇用と年金に関する研究会報告」、タイトルは「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」でございます。

資料2-1が「短時間労働者への厚生年金の適用拡大について」。

資料の2-2が、その参考資料でございます。

それから、資料3が「第3号被保険者制度の見直しについて」。

そのほか、参考資料をお配りをいたしております。簡単に御紹介申し上げたいと思えます。

参考資料1は、厚生労働省において現在私どもが実施をしております年金改革に関する有識者調査の概要でございます。この調査は、さまざまな分野で活躍される有識者の方々を対象といたしまして、年金制度の在り方に関するアンケートを実施するものでございまして、1ページ目でございますように、年金改革の具体化を図る上での参考とすることを調査の目的といたしております。昭和60年の改正以来、年金改革を行う際には同様の調査を行ってきております。実は、前回の3月18日の部会に間に合えば調査の実施前に御報告をする予定でございましたが、内容の調整に手間取りまして間に合いませんでした。ただ、予算の執行の関係上、年度内の実施が必要でございましたので、発送は3月末日に行いました。今日は事後報告ということになりましたけれども、その点を御容赦願いたく存じます。

2ページ以降は、調査項目を記載いたしております。大まかに申し上げますと「公的年金についての基本的な考え方」、「給付と負担の在り方」、「少子化、女性の社会進出、就業形態の変化への対応」、「年金制度の体系」、こういった調査項目になっております。これらの項目につきまして「方向性と論点」に基づいて質問を立てております。

また、参考資料2といたしまして、第14回の年金部会の議事録を添付いたしております。

それから参考資料3、一群の資料がございますが、これは4月16日に開催されました経済財政諮問会議における配布資料でございます。経済財政諮問会議における議論の状況につきましては、後ほど簡単に御紹介を申し上げます。

このほか、正式資料ではございませんが、委員の皆様方には年金対話集会への御出席予定の一覧表を追加でテーブルの上に置いてございます。

今日の委員の出欠状況でございますが、今日は全員御出席ということでございますので会議は成立をいたしております。

それでは、以降の進行につきましては宮島部会長にお願いいたします。

○ 宮島部会長

本日は全員の委員の方が御出席ということで、大変ありがたく思っております。

議事次第をごらんいただきますと、本日の議事の内容が書いてございますけれども、今回と次回の2回にわたりまして「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」と「第3号被保険者制度の見直し」という2つのテーマにつきまして意見交換を行いたいと思っております。資料をごらんいただきましてもお分かりのように、非常に大部なものでございますし、また極めて詳細なものでございます。制度設計を考えるに当たってはどうしてもこのようになってしまうという面がございます、ややスケジュールがタイトになっておりますけれども、この2つの資料につきまして本日説明いただきたいと思っております。

今日、これからの議事について、簡単に私の方から、こういう手順で行いたいということをお願いいたします。まず、この後、雇用と年金研究会の報告が出てまいりましたので、この座長を務められました神代部会長代理から簡単に御説明をいただきたいと思っております。この報告は本日の主たるテーマでございます短時間労働者と第3号被保険者の両方に関わる問題でございますので、まずその御報告を伺うということにいたします。

それから、短時間労働者、第3号被保険者の資料の説明をすることになりますけれども、先ほど申しましたように、いろいろ複雑な面もございますし、幾つかの選択肢等もございます、説明にやや時間がかかるかという気持ちを持っております。まず短時間労働者への厚生年金の適用拡大についての資料説明を30、40分で行っていただいた後、休憩を取りまして、その後、第3号被保険者制度の見直しについて資料の説明を伺うということにいたします。これも恐らく30分程度と思っております。その後、残された時間が恐らく50分程度ありますので、質疑あるいは意見交換をさせていただきたいと思っております。

そして、後ほどまた改めて申し上げますが、次回このテーマで集中的に議論をいたしますので、委員の方々をお願いでございますが、本日の資料説明等を受けられまして、それに基づきまして次回のこの部会に向けての意見書の提出を是非お願いしたいと考えております。ですから、次回、もちろん若干追加資料などはあるかもしれませんが、その意見書に基づきまして集中的に議論をしたいということで、今日は資料の説明を中心にさせていただきたい

と思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、最後に経済財政諮問会議での議論の模様についての説明がございますので、ややスケジュールとしてはきつくなると思っておりますけれども、よろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、先ほど申し上げましたように、資料1としまして、先月の12日に出された雇用と年金に関する研究会で「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」という報告書について、この座長を務められました神代部会長代理に、5分か10分程度、ごく簡潔に御説明いただきたいと思います。この報告は、その後の「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」問題と「第3号被保険者制度の見直し」の両方に関わりますので、この報告についての質疑の時間は特に設けず、その後の資料説明の中で関連して質疑をしていただければありがたいと思っております。

それでは、神代部会長代理からよろしくお願いいたします。

○ 神代部会長代理

それでは、資料の1につきまして簡単に概要を御報告申し上げます。

ただいま御紹介がありましたように、雇用と年金に関する研究会は年金局長が参集を求めた研究会として昨年の6月にスタートいたしました。本年2月まで5回にわたり検討を重ねて、先月12日にその成果を報告書として取りまとめて公表させていただきまして、既に前回お手元に配布申し上げたところであります。

この研究会では、平成16年の年金改革に向けた具体的な議論のいわば前段階といたしまして、労働経済を始めとする専門的な観点からの調査検討を行ったものであります。座長として、報告書の取りまとめに当たりました立場から、その趣旨や内容について簡単に御報告をさせていただきます。

御案内のように、近年就労形態の多様化が進んでおります。総務省統計局の労働力調査によりますと平成13年の短時間雇用者、いわゆるパート労働者は約1,200万人に達しております。このうち研究会で直接検討対象といたしましたのは、社会保険庁の公的年金加入状況等調査、これは13年の調整がまだ集計中でありまして10年のものをベースにして、13年の状況を推定して出てくるのですが、589万人ほどの短時間労働者がいます。その中で、法の適用対象の事業所や業種に雇用されている人たち484万人程度が適用拡大対象となり得ると推定をしております。

このような多様化が進む中で、個人の働き方の選択や企業の雇用形態の選択に対して中立的な年金制度とすることが求められております。また、このように中立的な制度を目指すことが被用者の年金保障の充実に結び付くとともに、年金制度の支え手を増やす取組にも資するものと考えられます。このような観点から、この研究会では主に短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、派遣労働者の取扱い及び失業への対応とい

う3つの点について議論をいたしました。本日は、今回の年金部会のテーマであります短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大という論点に絞りましてポイントを御報告申し上げたいと思います。

まず、この研究会におきまして、現在の厚生年金の適用の在り方について議論を行ったところ、個人がどのような働き方を選択するのか、また企業がどのような雇用形態を選択するのかということにかかわらず、できる限り被用者としての年金を保障していく方向が求められるのではないかという考え方で一致をいたしました。

報告書におきましては、現在厚生年金が適用されていない短時間労働者について、先ほど人数を申し上げましたが、近年の就労形態の多様化等に対応して、被用者としての年金保障の充実等を図る観点から、その適用を拡大する方向で検討を進める必要があることを明確に指摘しております。また、厚生年金の適用拡大をする際には、例えば週の所定労働時間が20時間以上又は年間賃金が65万円以上という基準が考えられるのではないかという提案をしております。併せて一定の前提を置いた粗い計算として、このような新しい基準で厚生年金を適用すれば、先ほど申し上げた484万人余りの被保険者のうち、400万人程度が厚生年金にカバーされるのではないかという見込みを示しております。

なお、このような適用基準によりますと、週の所定労働時間が20時間未満でありましても、年間賃金が65万円以上であれば厚生年金を適用するという考え方になります。この点については、例えば短時間労働以外の労働にも従事して、むしろそこから主たる所得を得ている兼職パートなどの具体的なケースに照らして、なお検討すべき課題があるということも指摘しております。

さらに、今後の制度設計の検討に際しましては、短時間労働者に対する給付と負担のバランスや、標準報酬月額が現在9万8,000円でございますが、その月額の下限の取扱い、第3号被保険者制度との関係、医療保険制度における取扱いとの均衡などに留意する必要があることを指摘しております。

特に短時間労働者に対する給付と負担のバランスにつきましては、報告書の6ページに書いておりますので御参照いただきたいと思います。標準報酬月額の下限の取扱いに注目した制度設計上の留意点がそこに注記されておりますのでごらんいただきたいと思います。

最後に、こうした具体的な制度設計等の議論も踏まえながら、短時間労働者に対する厚生年金の適用を拡大することが短時間労働者本人の年金給付の充実や、事業主及び本人の保険料負担に与える影響、年金財政に与える影響などについて、今後さらに定量的な分析も進める必要があることを指摘しております。

私の方から御説明申し上げる内容は以上のとおりであります。本日はこの短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大という論点につきまして事務局から資料が提出されております。その中ではこの研究会の議論なども引用しておりますので、引き続き事務局からの資料

説明も合わせてお聞きをいただけたらと思います。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。この報告書そのものについてもいろいろ御意見なり御質問なりがあるかもしれませんが、今、神代部会長代理の方から御説明もありましたように、この後、事務局の方から説明があります「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」の中で論点として全体的に扱うということになりますので、そちらの方に質疑はゆだねていただきたいと思えます。

それでは資料2-1「短時間労働者への厚生年金の適用拡大について」、資料2-2、その参考資料に基づきまして事務局の方から説明いただきたいと思えます。おおむね30分から40分ぐらいをめどにお願いしたいと思えます。

○ 木倉年金課長

それではお手元の資料2-1、それからその参考資料としての2-2を御覧いただきながら、短時間労働者への厚生年金の適用拡大について御説明申し上げたいと思えます。資料2-1の1ページの目次を御覧いただきたいと思えます。ここで御覧いただきたいと思っておりますものを簡単に御説明申し上げますが、まず初めに適用拡大の必要性ですが、これはこの部会でも昨年の9月のときに各方面の指摘あるいはデータ等を御覧いただきましたが、もう一度新しいものも含めまして簡単に御紹介を申し上げます。

2番目としまして適用基準ですが、今の神代先生のお話にもありましたが、適用する場合の対象者の考え方というものについての論点を御紹介させていただきます。

3番目といたしまして、具体的な負担と給付の制度の考え方ですが、少し類型を置いて御議論をいただきたいと思っております。

それでは説明に入らせていただきまして、資料の1ページ、2ページでございます。これは適用拡大の必要性についてもう一度確認をさせていただくものでございます。従来から少子高齢化の進行の中で増えている多様な働き方に対応した形での社会保障制度あるいは雇用、社会経済制度全体を改革していく必要があるのではないかという御指摘があります。その中で、特に年金制度につきましても、多様な働き方、その多様な選択に対して中立的な仕組みにしていく、被保者御本人の年金保障を充実させていく、支え手を増やしていく、ということで適用の拡大を図っていく必要があるのではないかということでございます。

これは参考資料の最初の方に付けておりますが、昨年の6月の、いわゆる骨太方針の第2弾の閣議決定でも適用拡大の方向が確認をされています。それから、その前の年の13年6月の閣議決定、骨太方針の第1弾と言われるものですが、これでもその方向は確認されています。直近のものとしたしましては、今年3月の規制改革の推進3か年計画におきましても、この方向が繰り返し確認をされている状況でございます。

更に、その後には12年の有識者会議以降で適用拡大についての御指摘があります文書を挙

げております。例えば10ページでは、大澤先生が調査会長としてまとめられている男女共同参画会議での御指摘等も載せております。あるいは、直近では雇用均等分科会の3月の報告、あるいは先程、御報告いただきました雇用と年金の研究会について御指摘の部分を引用させていただいております。中身については割愛をさせていただきますが、そのような御指摘が繰り返し述べられているということでございます。

本文に戻ります。このような中で先程、神代先生の方から御説明をいただきましたように雇用と年金研究会におきましても適用拡大の方向が述べられておりますが、その理由としては、①、②に挙げられておりますように、ライフスタイルの多様化に応じた仕組み、能力が発揮できる仕組み、支え手となり得る仕組みということで、個人の働き方の選択、企業の雇用形態の選択に対して中立的な方向を目指すべきではないかということです。あるいは、その業種ごとに短時間労働者の割合は異なっている。その中で厚生年金の負担のばらつきがあるわけですが、このような不均衡を是正していく必要があるのではないかということが述べられています。

データについてでございますが、昨年9月以降、パートタイム労働者の実態調査を新しいものにいたしておりますのでそこに簡単に引用させていただいております。資料の方でござらんいただいた方が早いかと思います。参考資料の17ページ以降でございます。

最初の17ページは総務庁の労働力調査で先程、先生からも御指摘があったものでございますが、35時間未満の者を短時間雇用者として取った統計でございますけれども、その数が増加しており、1,200万を超えるような状況であります。全体の雇用者の4分の1近くなっています。それから、女性については短時間雇用者が全体の約4割ということになっています。

その次のページからは、13年のパートタイム労働者の総合実態調査でございます。これは正社員よりも所定労働時間が短い労働者ということでとらえられているデータでございますけれども、パートタイム労働者の約3割が厚生年金、共済年金等に加入をしているという状況であるということでございます。19ページの方ですが、厚生年金適用の割合はだんだんと減少をしてくれています。多様な働き方が増加をしている中で、割合は低下をしてくれていて、64%という状況でございます。

それから、年齢別の状況等は20ページですが、女性データを御覧下さい。これは9月にも元年と11年の10年間の変化を見ていただきましたが、これは3年と13年でございまして、同じような傾向でございますが、20代あるいは40代というようなところで、雇用者が伸びていても適用が伸びていない、あるいは低下をしているという乖離が見られるということでございます。男性につきましては21ページです。

22ページは、就業調整の理由をアンケートで取ったものでございます。その中で多いのは、御本人の所得税の非課税限度額が今は103万円でございますが、これを超えないようにということと理由とする方が男性6割、女性7割ということが多い状況でございます。あるいは、

同じ103万円で配偶者控除がなくなるということもありますが、その理由も挙がっております。それから、厚生年金等の被扶養配偶者の年収要件130万円につきましても、女性で38%、理由として挙がっています。

23ページでは、業種別のパートタイム労働者の数と割合でございますが、一般的に言われる傾向でございますが、卸売・小売業、飲食店、この業種で多くなっています。その中での割合でございますけれども、正社員より労働時間が短い労働者で取りますと45.1%、35時間未満で取りますと31.5%とやや低下はするということでございますが、このような状況でございます。

次の24ページでございますが、これは所定労働時間と年収等を組み合わせた資料でございます。右端に書き出しておりますように、労働時間が30時間未満の方が55.3%です。所定労働時間を週40時間といたしまして、その4分の3未満、今は厚生年金の適用基準は4分の3以上の時間数で出しておりますので、それ未満の方が55.3%、約半数という状況でございます。

次の25ページですが、これは勤続年数、継続的にどの程度勤務されているかということでございます。男性の方は1年から3年と比較的短い期間が多いですが、女性の方は傾向は顕著でなくて比較的長期の方も多という状況でございます。

最後に、年収の状況でございます。まず26ページは女性ですが、やはり先程の就労調整の関係があるのでしょうか、100万前後のところの分布が多いということでございます。

男性の方は27ページでございますけれども、それほど顕著ではございませんが、やはり100万のところの分布が少し多目に出ているという状況でございます。

簡単に御覧いただきましたが、このようなデータを御参照いただいた上で、本文に戻っていただきまして5ページからでございます。適用拡大を行うとした場合の適用基準についての御議論の材料を示しております。5ページでは、まず現行の短時間労働者に対する厚生年金の適用基準でございますが、その「○」に書いておりますように、まず厚生年金の基本的な仕組みといたしましては適用事業所で通常に就労されている方については、労働時間にかかわらず、基本的に厚生年金の被保険者になっていただいております。

そういう一般の方よりも短い労働時間で働かれる方、これは短時間労働者と称しているわけでございますけれども、この短時間労働者につきましては次の「○」でございますが、全国で統一的な取扱いをする必要があるということで、昭和50年代に一律の基準を示しました。厚生年金につきましても健康保険につきましても基本的に同じ仕組みでやっておりますけれども、その適用事業所と常用的使用関係にある者に適用します。その判断基準といたしましては、まず1つは1日あるいは1週間の所定労働時間、8時間なり40時間なりに対しましておおむね4分の3以上の時間数で働いていらっしゃる方、それから、1か月の日数がその事業所の通常の就労者に比べましておおむね4分の3以上の日数で働いていらっしゃる方

について適用をしていくという取扱いでございます。

これで4分の3以上の場合には適用されるわけでございますけれども、4分の3未満でございますと、あとは配偶者が被用者年金の被保険者である場合、その被扶養の配偶者になるかどうかということがございます。配偶者の方がいらっしゃれば、まず一番右でございますけれども、年間収入が130万未満である場合に被扶養配偶者ということで3号被保険者になるわけでございます。それ以上になりますと1号被保険者として御自身の保険料負担を願うという仕組みになっています。

なお、後での議論に関係しますので簡単に申し上げますと、この被扶養配偶者の認定基準の130万円以上につきましては、給与の収入、資産の収入、あるいは自営業等の場合にはその事業所得等も含まれます。そういう資産収入や事業所得は6ページの一番下に「※」で書いておりますように、必要経費等を差し引いた後の収入で見ているという取扱いでございます。

現行の仕組みを図にしましたのが7ページでございます。左側が、仮に短時間労働者の配偶者を夫とさせていただきますと、夫が被用者年金の被保険者の場合、右側は夫が自営業という場合について、図に簡単にお示しをしたものでございます。

9ページでございますが、雇用と年金研究会等でもお示しがございましたけれども、これまでに提案されております適用基準の案につきまして御吟味いただきたいということで示しております。研究会報告等におきましては、その週の所定労働時間が20時間以上あるか、または賃金が65万円以上あるかということでとらえていってはどうかという見直し案が提案されているところでございます。先ほどの研究会報告の御紹介でもありましたように、仮にこの適用基準で粗く推計した場合には、新たに短時間労働者のうち被保険者として適用される者はおおむね400万程度ではないかという試算をしておるところでございます。

20時間または65万以上というのはどういうことかといいますと、10ページの図で見てくださいと、上半分は今の仕組みの図でございます。左側は夫が厚生年金、右側の方は夫が自営業という場合でございますが、それが下の半分のように変わっていくということでございまして、左側はまずは4分の3という時間数が20時間以上に適用されるということで、黒い部分が左の方に伸びていきます。

それからもう一つ、短時間労働者御本人が年間賃金を65万円以上得ていらっしゃるということになりますと、自ら2号として被保険者になっていただくということで、黒い部分が下の方までカバーをされます。残りの部分が被扶養配偶者、いわゆる3号ということになるということでございます。右側の方は、配偶者の方が厚生年金加入者ではない場合ですが、仕組みそのものは同じでございます。20時間以上の方、あるいは65万円以上の方は2号被保険者として適用があります。残りのそうではない方は自ら1号として御負担をしていただくという仕組みになるわけでございます。